

各 位

株式会社 北洋銀行

北洋銀行 J-Coin Pay 加盟店規約改定のお知らせ

いつも、北洋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

北洋銀行では、J-Coin Pay において静的 QR コード(紙に印刷した QR コード)の取扱いを新たに始めること、および将来のサービス拡充のため、北洋銀行 J-Coin Pay 加盟店規約を改定させていただくこととしましたのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規約は本改定前よりご契約いただいている J-Coin Pay 加盟店さまにも適用させていただきます。

記

1. J-Coin Pay 加盟店規約改定内容

改定前	改定後
第1条 目的 省略(変更なし)	第1条 目的 省略(変更なし)
第2条 定義 本規約で用いられる用語の定義は、別途定められない限り次のとおりとします。 ①～② 省略(変更なし) ③「店舗」とは、加盟店が当社に届け出て <u>当社の承認を得た店舗をいいます。</u> ④～⑦ 省略(変更なし) ⑧「コイン」とは、ユーザーのアカウントにおいて保有され、ユーザーが店舗における対象商品の代金決済に利用することが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。 ⑨～⑩ 省略(変更なし)	第2条 定義 本規約で用いられる用語の定義は、別途定められない限り次のとおりとします。 ①～② 省略(変更なし) ③「 <u>加盟店サイト等</u> 」とは、加盟店が当社に届け出て <u>当社の承認を得たウェブサイト(対象商品の販売または提供を行うウェブサイトを含みますがこれらに限りません。)</u> または店舗をいいます。 ④～⑦ 省略(変更なし) ⑧「コイン」とは、ユーザーのアカウントにおいて保有され、ユーザーが <u>加盟店サイト等</u> における対象商品の代金決済に利用することが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。 ⑨～⑩ 省略(変更なし)
第3条 加盟店契約の締結 省略(変更なし)	第3条 加盟店契約の締結 省略(変更なし)
第4条 コインでの決済 1. 省略(変更なし) 2. <u>ユーザーが対象商品の購入の際に、コインでの代金決済を指定してみずほ銀行所定の手続を行った場合、加盟店は、みずほ銀行所定の方法によりみずほ銀行に対して売上情報を送信し、みずほ銀行が当該</u>	第4条 コインでの決済 1. 省略(変更なし) 2. <u>ユーザーが対象商品の購入の際にコインでの代金決済を指定し、ユーザーおよび加盟店がみずほ銀行所定の手続を行った場合、イシューに対し、売上情報が送信されます。</u>

情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてみずほ銀行のサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権を譲渡するものとします。

3. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。

第5条 コインの精算

1. 当社は、直接または二次アクワイアラを通じ、加盟店に対し、当社所定の期間における前条2項に基づく債権譲渡対価の総額(以下「精算金」といいます。)について、第9条に定めるところにより算定のうえ、当社所定の時期までにあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。振込手数料は当社の負担とします。なお、当社は、精算金の支払時において、加盟店が当社に対して負担する弁済期の到来した本サービスまたはJ-Coin Pay サービスに関連して支出した広告費その他の費用がある場合、これを控除して支払うことができるものとします。

2.～3. 省略(変更なし)

第6条 加盟店としての遵守事項

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

①～⑤ 省略(変更なし)

⑥加盟店は、店舗その他加盟店が発信するツール(店頭における告知等、その媒体を問いません。以下同じです。)においてコインにより対象商品の代金決済を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、コインの保有者がコインを不正に取得したとき、または不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。

⑦～⑪ 省略(変更なし)

3. 加盟店は、イシューが前項の売上情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権を譲渡するものとします。

4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。

第5条 コインの精算

1. 当社は、直接または二次アクワイアラを通じ、加盟店に対し、当社所定の期間における前条3項に基づく債権譲渡対価の総額(以下「精算金」といいます。)について、第9条に定めるところにより算定のうえ、当社所定の時期までにあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。振込手数料は当社の負担とします。なお、当社は、精算金の支払時において、加盟店が当社に対して負担する弁済期の到来した本サービスまたはJ-Coin Pay サービスに関連して支出した広告費その他の費用がある場合、これを控除して支払うことができるものとします。

2.～3. 省略(変更なし)

第6条 加盟店としての遵守事項

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

①～⑤ 省略(変更なし)

⑥加盟店は、加盟店サイト等その他加盟店が発信するツール(店頭における告知等、その媒体を問いません。以下同じです。)においてコインにより対象商品の代金決済を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、コインの保有者がコインを不正に取得したとき、または不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。

⑦～⑪ 省略(変更なし)

<p>2. 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。</p> <p>①～⑧ 省略(変更なし)</p> <p>⑨性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他<u>コイン</u>J-Coin Pay サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的でJ-Coin Pay サービスまたは本サービスを利用する行為。</p> <p>⑩～⑫ 省略(変更なし)</p> <p>⑬<u>店舗等</u>においてユーザーを誤認させる表示をすること。</p> <p>⑭～⑱ 省略(変更なし)</p> <p>3. 省略(変更なし)</p> <p>第7条 システムの使用等 省略(変更なし)</p> <p>第8条 ログ等の使用</p> <p>1. 加盟店は、本サービスの利用が可能な旨をユーザーに対して示すため、<u>店舗等</u>の見やすい位置に、当社またはみずほ銀行所定の加盟店マークまたはその他当社またはみずほ銀行が指定する文字もしくはロゴ等(以下「ロゴ等」)を掲示するものとします。</p> <p>2. 省略(変更なし)</p> <p>第9条 債権譲渡対価 省略(変更なし)</p> <p>第10条 権利帰属 省略(変更なし)</p> <p>第11条 サービスの中止・中断等 省略(変更なし)</p> <p>第12条 守秘義務 省略(変更なし)</p> <p><新設></p>	<p>2. 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。</p> <p>①～⑧ 省略(変更なし)</p> <p>⑨性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他 J-Coin Pay サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的でJ-Coin Pay サービスまたは本サービスを利用する行為。</p> <p>⑩～⑫ 省略(変更なし)</p> <p>⑬<u>加盟店サイト等</u>においてユーザーを誤認させる表示をすること。</p> <p>⑭～⑱ 省略(変更なし)</p> <p>3. 省略(変更なし)</p> <p>第7条 システムの使用等 省略(変更なし)</p> <p>第8条 ログ等の使用</p> <p>1. 加盟店は、本サービスの利用が可能な旨をユーザーに対して示すため、<u>加盟店サイト等</u>の見やすい位置に、当社またはみずほ銀行所定の加盟店マークまたはその他当社またはみずほ銀行が指定する文字もしくはロゴ等(以下「ロゴ等」)を掲示するものとします。</p> <p>2. 省略(変更なし)</p> <p>第9条 債権譲渡対価 省略(変更なし)</p> <p>第10条 権利帰属 省略(変更なし)</p> <p>第11条 サービスの中止・中断等 省略(変更なし)</p> <p>第12条 守秘義務 省略(変更なし)</p> <p>第12条の2 <u>加盟店サイト等の掲示</u></p> <p>1. 加盟店は、当社が加盟店より届出を受けた加盟店サイト等に関する情報(加盟店の店舗またはウェブサイトの名称、住所、URL、連絡先その他イシューが指定する加盟店サイト等に関する情報を含みます。)を、イシューまたはイシューが指定する第三者が運営するサービスのウェブサイトまたはアプリケーション上に掲載する場合があること、また、イシューの判断により掲載を中止する場合があることをあらかじめ承諾します。</p>
--	---

	<p>2. <u>第 22 条第 2 項に基づき追加、変更された加盟店サイト等に関する情報についても前項と同様とします。</u></p> <p>3. <u>加盟店は、当社に届け出た加盟店サイト等に関する情報に誤りがあり、または当社に届け出た加盟店サイト等に関する情報の変更を速やかに当社に届け出なかったことにより、ユーザーまたは第三者との間に生じた紛争から当社またはイシューを保護するものとし、当社またはイシューに生じた損害を補償するものとし</u>ます。</p>
<p>第 13 条 個人情報等の取扱い 省略(変更なし)</p>	<p>第 13 条 個人情報等の取扱い 省略(変更なし)</p>
<p>第 14 条 反社会的勢力の排除 省略(変更なし)</p>	<p>第 14 条 反社会的勢力の排除 省略(変更なし)</p>
<p>第 15 条 有効期間 省略(変更なし)</p>	<p>第 15 条 有効期間 省略(変更なし)</p>
<p>第 16 条 加盟店契約の解除 省略(変更なし)</p>	<p>第 16 条 加盟店契約の解除</p>
<p>第 17 条 契約終了後の措置および残存条項</p> <p>1. 理由の如何を問わず、加盟店契約が終了した場合、加盟店は直ちに当社システム等を含む本サービスの利用を停止するものとし、加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、ロゴ等を削除し、<u>店舗等</u>その他加盟店が発信するツール上から当社および本サービスに関する記述を削除するものとします。さらに、加盟店は、当社から、加盟店契約に基づき付与された物品等(決済システムを含みますが、これに限りません。)、その他当社から交付された一切の物(取扱関係書類を含みますが、これに限りません。)を、当社の指示に従って速やかに当社に返却または破棄するものとします。ただし、本サービス以外の目的のために決済システムを含む物品等またはロゴ等を使用する必要があるものと当社が認める場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 省略(変更なし)</p>	<p>第 17 条 契約終了後の措置および残存条項</p> <p>1. 理由の如何を問わず、加盟店契約が終了した場合、加盟店は直ちに当社システム等を含む本サービスの利用を停止するものとし、加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、ロゴ等を削除し、<u>加盟店サイト等</u>その他加盟店が発信するツール上から当社および本サービスに関する記述を削除するものとします。さらに、加盟店は、当社から、加盟店契約に基づき付与された物品等(決済システムを含みますが、これに限りません。)、その他当社から交付された一切の物(取扱関係書類を含みますが、これに限りません。)を、当社の指示に従って速やかに当社に返却または破棄するものとします。ただし、本サービス以外の目的のために決済システムを含む物品等またはロゴ等を使用する必要があるものと当社が認める場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 省略(変更なし)</p>
<p>第 18 条 損害賠償</p> <p>1. 省略(変更なし)</p> <p>2. 加盟店は、加盟店の営業(<u>店舗</u>の運営、対象商品の販売または提供を含みますが、これらに限りません。)に関連してユーザーを含む第三者から当該第三</p>	<p>第 18 条 損害賠償</p> <p>1. 省略(変更なし)</p> <p>2. 加盟店は、加盟店の営業(<u>加盟店サイト等</u>の運営、対象商品の販売または提供を含みますが、これらに限りません。)に関連してユーザーを含む第三者から当</p>

<p>者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等(以下「クレーム等」といいます。)を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当社が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、当社が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用(弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。)は、加盟店が負担するものとします。</p> <p>3. 省略(変更なし)</p> <p>第 19 条 遅延損害金 省略(変更なし)</p> <p>第 20 条 免責 省略(変更なし)</p> <p>第 21 条 譲渡禁止等 省略(変更なし)</p> <p>第 22 条 加盟店への通知および届出事項の変更</p> <p>1. 省略(変更なし)</p> <p>2. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ただし、対象商品および店舗については、当社が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。</p> <p>3. 省略(変更なし)</p> <p>第 23 条 本規約の変更・廃止 省略(変更なし)</p> <p>第 24 条 準拠法 省略(変更なし)</p> <p>第 25 条 管轄 省略(変更なし)</p> <p>第 26 条 協議解決 省略(変更なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等(以下「クレーム等」といいます。)を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当社が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、当社が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用(弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。)は、加盟店が負担するものとします。</p> <p>3. 省略(変更なし)</p> <p>第 19 条 遅延損害金 省略(変更なし)</p> <p>第 20 条 免責 省略(変更なし)</p> <p>第 21 条 譲渡禁止等 省略(変更なし)</p> <p>第 22 条 加盟店への通知および届出事項の変更</p> <p>1. 省略(変更なし)</p> <p>2. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ただし、対象商品および加盟店サイト等については、当社が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。</p> <p>3. 省略(変更なし)</p> <p>第 23 条 本規約の変更・廃止 省略(変更なし)</p> <p>第 24 条 準拠法 省略(変更なし)</p> <p>第 25 条 管轄 省略(変更なし)</p> <p>第 26 条 協議解決 省略(変更なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

2. 改定日

2019年8月1日(木)

以上